

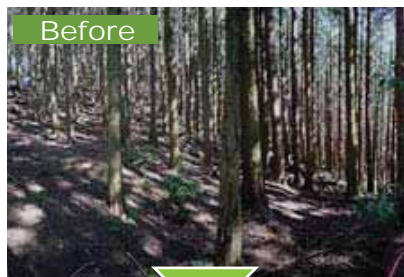
皆さんから託された 500円 は、こんな活動に使われています

適正な森林整備の推進

荒廃森林再生事業

- 「福岡ヤブオク！ドーム」
約 290 個分の森林整備

針葉樹と広葉樹が混じりあった、災害に強い針広混交林に誘導するため、県が森林所有者に代わって約 2,000ha にわたる間伐・整備を行いました。

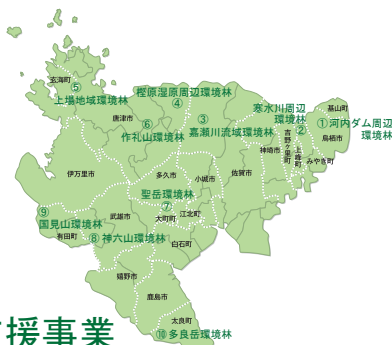


林内が暗く、下草が育たないため、地表がむき出しになってしまっています。このままでは雨と共に土が流れ去り、土砂災害などの山地災害が起きやすい森林になってしまいます。



適切な間隔で間伐することにより、木は枝葉を広げることができ健全に育ちます。林内が明るくなり、下草も育ってきました。

平成 20 年度～平成 24 年度の 5 年間で県内 10 箇所に選定した環境林を整備しました。



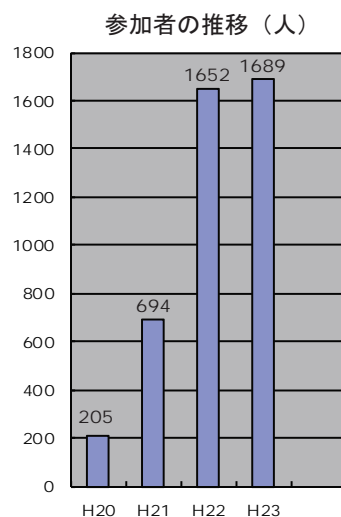
重要森林公有化等支援事業

- 佐賀市・太良町、2つの森林を公有化
県内 8 市町が公的管理を実施
荒廃した森林、またはその恐れのある森林について、市町による公有林化や、公的整備（間伐など）を進めるための経費を支援しました。

県民協働による森林づくりの推進

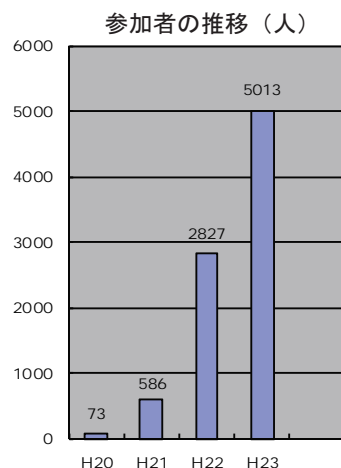
県民参加の^{もり}森林づくり事業

- 森林づくりに延べ 39 団体、約 4,300 人が参加
里山への広葉樹植栽や侵入竹の除去など、県民の皆さんが荒廃森林の再生を目指し、自ら企画・立案し、取り組まれる「森林づくり活動」を支援しました。



未来へつなぐ^{もり}宝の森林整備事業

- 約 5,000 人が虹の松原を守るために活動中！
佐賀県を代表する自然環境の保全等の観点から、県・市町・CSO等の協働により、虹の松原の再生・保全活動などを行っています。



佐賀県森林環境税について

佐賀県森林環境税は、すべての県民に広く均しく負担していただく、「県民税均等割」に加算して納めていただきます。

個人 年額 500円

(その年の1月1日時点で)

県内に住所がある方、事務所、事業所または家屋敷を持っている方

- 所得が一定の基準以下などで県民均等割が課税されていない方は非課税

(例えば、生活保護による生活扶助を受けている方など)

法人 均等割額の 5%

県内に事務所または事業所を持っている法人など

資本金等の額	年税額
50億円超	40,000円
10億円超～50億円以下	27,000円
1億円超～10億円以下	6,500円
1千万円超～1億円以下	2,500円
上記以外の法人	1,000円